

第1回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

1 日時 平成31年1月9日(水) 18時30分～20時11分

2 場所 都庁第二本庁舎 31階南側 特別会議室27

3 次第

(開会)

1 新委員紹介

2 福祉保健局次長挨拶

3 議事

(1) 委員長及び副委員長の選任

(2) 里親認定部会、子供権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会及び保育部会の設置について

(3) 専門部会の設置について

4 報告

東京都の施策の動向について

(閉会)

4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、朝比奈委員、石川委員、石田委員、泉谷委員、磯谷委員、榎沢委員、大木委員、川上委員、久保委員、栗林委員、式場委員、市東委員、白川委員、鈴木委員、竹内委員、都留委員、西村委員、林委員、宮田委員、山下委員、山本恒雄委員、吉田委員、米原委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3 東京都児童福祉審議会条例及び同条例施行規則

資料4 里親認定部会について

資料5 子供権利擁護部会について

資料6 児童虐待死亡事例等検証部会について

- 資料 7 保育部会について
- 資料 8 東京都児童福祉審議会 提言等一覧
- 資料 9 平成 30 年 11 月 東京都児童福祉審議会提言「子育て家庭を地域で支える
仕組づくり-多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて-」(概
要)
- 資料 10 社会的養育推進計画の策定に向けて
- 資料 11 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）骨子案のポイント
- 資料 12 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）骨子案の概要
- 資料 13 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）骨子案
- 資料 14 児童虐待を防止するための L I N E 相談 トライアル実施状況
-
- 参考資料 1 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（厚生労働省通知）
- 参考資料 2 東京都社会的養護施設推進計画（概要）（平成 27 年 4 月策定）

開 会

午後6時30分

○少子社会対策部計画課長 皆様、大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、また夜の時間にもかかわらず児童福祉審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

私、当審議会の事務局の書記を務めさせていただいております福祉保健局少子社会対策部計画課長の新倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて、失礼いたします。

まず、開会に先立ちまして、委員の方の御出席について報告させていただきます。

本審議会の委員数は、今期35名となっております。本日、出席とお返事をいただいている委員が26名、また所用のため御欠席と御連絡をいただいている委員が9名でございます。定足数に達することを、まず御報告させていただきます。

少々到着が遅れていらっしゃる委員がおりますけれども、それ以外の方は皆様おそろいですので始めさせていただきます。

次に、お手元に会議資料を配布してございますので、御確認をお願いいたします。会議次第の下にございますとおり、本日配布の資料は資料1から資料14、また、参考資料として参考資料1、参考資料2となっております。

順次説明させていただきますけれども、もし過不足等がございましたら、適宜事務局職員にお声がけいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会につきましては公開となっております。後日、議事録につきましては東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、御発言に際しましては、マイクスタンドにございますボタンを押していただいでから御発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから今期第1回目の「東京都児童福祉審議会本委員会」を開会させていただきます。

本日は、委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長が選任されるまでの間、進行役を事務局のほうで務めさせていただきます。

最初に、今期審議会の発足に当たり、委員の皆様方の御紹介をさせていただきたいと思っております。お手元の資料1の委員名簿をご覧くださいませでしょうか。こちらに沿って、お一方ずつご紹介をさせていただきます。

それでは、名簿の順で紹介させていただきます。

秋山千枝子委員でございます。

朝比奈和茂委員でございます。

石川理恵委員でございます。

石田芳朗委員でございます。

泉谷朋子委員でございます。
磯谷文明委員でございます。
榎沢良彦委員でございます。
大木幸子委員でございます。
大竹智委員におかれましては、本日欠席と連絡をいただいております。
柏女霊峰委員でございます。
加茂登志子委員におかれましても、本日欠席と連絡をいただいております。
川上一恵委員でございます。
久保豊子委員におかれましては、遅れて到着されると御連絡をいただいております。
栗林のり子委員でございます。
式場典子委員でございます。
市東和子委員でございます。
白川佳子委員でございます。
鈴木亘委員でございます。
高橋勝浩委員におかれましては、本日欠席と連絡をいただいております。
竹内章子委員でございます。
都留和光委員でございます。
成澤廣修委員におかれましても、本日欠席と連絡をいただいております。
西村久美子委員でございます。
野田美穂子委員におかれましても、欠席と御連絡をいただいております。
林浩康委員でございます。
藤岡孝志委員、町田修二委員におかれましても、御欠席と連絡をいただいております。
松原康雄委員でございます。
宮田理英委員でございます。
山下敏雅委員でございます。
山本恒雄委員でございます。
山本真実委員、横堀昌子委員におかれましても、欠席と連絡をいただいております。
吉田由紀委員でございます。
米原立将委員でございます。
以上で、委員の御紹介を終わらせていただきます。

次に、行政側の職員の出席者を紹介させていただきます。お手数ですが、お手元配布資料の資料2をご覧くださいませでしょうか。名簿の順に沿って紹介をさせていただきます。

まず、福祉保健局長の内藤でございますが、本日所用により欠席させていただきます。

福祉保健局次長兼福祉保健局理事(少子高齢化対策担当)、松川でございます。

同じく少子社会対策部長、谷田でございます。

企画担当部長、奈良部でございます。

子供・子育て施策推進担当部長、加藤でございます。

児童相談センター次長、西尾でございます。

家庭支援課長、竹中でございます。

育成支援課長、玉岡でございます。

保育支援課長、柳橋でございます。

総務部企画政策課長、森田でございます。

少子社会対策部子供・子育て計画担当課長、園尾でございます。

同じく事業推進担当課長、佐瀬でございます。

同じく事業調整担当課長、宿岩でございます。

同じく認証・認可外保育施設担当課長、多田でございます。

改めまして、私、少子社会対策部計画課長の新倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

その他、関係職員が出席しておりますが、資料2をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、松川福祉保健局次長から御挨拶申し上げます。

○福祉保健局次長 福祉保健局次長の松川でございます。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、福祉保健局長が所用によりやむを得ず欠席をさせていただいておりますので、かわりまして私のほうから東京都児童福祉審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと存じます。

皆様方におかれましては、このたび大変御多忙にもかかわらず、本審議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

また、日ごろから東京都の児童福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

子供と家庭を取り巻く状況につきましては、親の就業形態が多様化する中で、特に東京のような大都市では子育てに関するニーズが複雑化し、子育て環境の一層の整備が求められております。

また、東京都や区市町村が受ける児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっておりまして、残念ながら死亡に至る重篤な事例もございます。

こうした中で、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てをすることができ、また、次世代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる環境を整備することは、行政はもとより都民、企業など、社会全体が連携して取り組むべき重要課題でございます。

東京都はこれまで、独自に認証保育所や都型学童クラブの創設、子供家庭支援センタ

一の設置、「ゆりかご・とうきょう事業」など、全国に先駆けましたさまざまな取組を行ってまいりました。

昨年11月には、本審議会から「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」につきまして、多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けた御提言をいただきまして、今後、都として具体的な取組に結びつけていきたいと考えているところでございます。

また、児童虐待への対応でございますが、児童福祉司や児童心理司の増員など、児童相談体制の強化を図りますとともに、現在、全ての子供を虐待から守る環境づくりを進めるための都独自の条例制定に向けまして、具体的な検討を進めているところでございます。

本審議会からもさまざまな御意見をいただきまして、後ほど御報告させていただきますが、11月末に条例骨子案を取りまとめたところでございます。今後、都民や区市町村からのさまざまな御意見を踏まえまして、来月開会をいたします平成31年第1回都議会定例会に条例案を提出させていただく予定でございます。

東京都が、広域的自治体として今後さらに効果的な施策を展開し、時代のニーズに的確に対応していくためには、委員の皆様のご知識や経験に基づくさまざまな御意見を頂戴し、都の施策に生かしていくことが大変重要でございます。

本審議会の委員の皆様には、東京の児童福祉の向上・発展のために、今後2年間にわたりまして特段のお力添えを賜われますようお願いを申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、改選後、初めての審議会でございますので、児童福祉法第9条に基づきまして、委員長1名、副委員長1名を互選により選出することとなっております。

このことにつきまして、いかがいたしましょうか。

○磯谷委員 大変僭越ではございますけれども、これまでの御経験や御実績から、また前期も委員長として優れた調整力を発揮されました、松原康雄委員に引き続き委員長をお引き受けいただけたらと考えております。

また、副委員長につきましては、委員長に一任をして選任していただくのがよいと考えます。以上でございます。

○少子社会対策部計画課長 ただいま、磯谷委員から、委員長には松原委員、副委員長は委員長に一任という御発言がございました。もし御異議がないようでしたら、そのように決定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。それでは、本審議会の委員長は松原委員、副委員長は委員長に一任ということで決定させていただきます。

松原委員、委員長席のほうにお移り願えますでしょうか。

(松原委員 委員長席へ移動)

- 少子社会対策部計画課長 それでは、松原委員長、御挨拶をお願いできればと思います。
- 松原委員長 御推薦をいただきました明治学院大学の松原でございます。力不足ではございますが、皆様の御協力を得て委員長を務めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

この児童福祉審議会は、子供全般の福祉を図るとともに、子供の生命、成長、発達をいかに保障できるかという非常に大切な役割を担っております。これから各部会を設置するというのが今日の1つの議題になっておりますが、それぞれの方にその部会の中で大切な役割を果たしていただき、私どもで東京の子供たちの福祉、そして子育てをしている家庭の福祉を向上させていただきたく、少しでもそのお力になれるように、努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

- 少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それでは、松原委員長、副委員長の御指名をお願いいたします。

- 松原委員長 それでは、副委員長につきましては、児童福祉の分野での御経験が豊富で実績のある柏女委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(拍手)

- 少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。それでは、柏女委員、副委員長席のほうにお移り願えますでしょうか。

(柏女委員 副委員長席へ移動)

- 少子社会対策部計画課長 それでは、柏女副委員長に御挨拶をお願いできればと思います。

- 柏女副委員長 ただいま、松原委員長の御指名によりまして、副委員長を前期に続きまして仰せつかりました。

先ほど松原委員長のほうから、部会をつくって、そして進めていくというお話がありました。それぞれの部会では、松原委員長もおっしゃっていましたが、子供の命と人権にかかわる非常に貴重な御議論をいただく形になるかと思います。皆様のお力をいただきながら、松原委員長をお支えしてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

- 少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それではこの後の進行につきましては、松原委員長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

- 松原委員長 それでは、議事に従って進めてまいりたいと思います。

議事の1番目が終わりましたので、続きまして議事の2番目に入りたいと思います。

「部会の設置について」でございます。児童福祉審議会では、資料3にありますように、東京都児童福祉審議会条例施行規則第6条第1項により、必要に応じて部会を置き、同条第5項により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるということになっております。

当審議会では、継続的に活動する部会として「里親認定部会」「子供権利擁護部会」「児童虐待死亡事例等検証部会」「保育部会」の4つの部会を設けてきました。

これらの部会について、事務局からまとめて説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、育成支援課長、玉岡より、里親認定部会について、資料4に基づき御説明をさせていただきます。

まず、初めに1の「部会の設置目的」でございます。里親認定に当たり、児童福祉法施行令で求められている審議会の意見聴取につき、個別ケースの専門的な見地からの詳細な検討を行っていただくためのものがございます。

2の「部会の所掌事項」でございますが、(1)から(3)にありますとおり、里親の認定及び登録の更新・継続の適否にかかる諮問に対するの答申等でございます。

3の今年度の審議状況でございますが、隔月でこれまで4回開催し、諮問件数123件、うち適格数122件、不適格数0件、再調査・保留数1件ございました。

なお、部会での御議論を踏まえて里親認定基準を改正し、平成30年10月1日申請分から適用となっております。

私からの説明は、以上でございます。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、子供権利擁護部会につきまして、事務局を務めております子供・子育て計画担当課長、園尾より説明させていただきます。資料5をご覧ください。

まず「部会の設置目的」でございます。児童福祉法の規定によりまして、都道府県知事は児童に対して施設入所などの措置をとる場合において、児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、または必要と認めるときは児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされており、また、被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされております。児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べることができるとされております。

これらの事項の審議に当たって、個別のケースについて専門的な見地から詳細かつ迅速に検討していただくことが必要であるため、当部会を設置し、審議を行っていただいているところでございます。

この設置目的を受けまして、2の「部会の所掌事項」でございます。

1点目は、児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申することで、諮問事項は記載の3点となります。

2点目は、被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること及びその措置について意見を述べることでございます。

3は、今年度の審議状況でございます。部会は毎回開催しており、4月から9回開催いたしました。諮問件数は41件となっており、内訳については記載のとおりでございます。被措置児童等虐待に係る報告件数は、受理報告が17件、調査報告が18件とな

っております。

子供権利擁護部会についての説明は、以上でございます。

- 少子社会対策部家庭支援課長 では、児童虐待死亡事例等検証部会につきまして、資料6をご覧いただきたいと思っております。事務局を務めさせていただきます家庭支援課長の竹中より御説明をさせていただきます。

1の「部会の設置目的」にございますとおり、児童虐待防止法によりまして、地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされております。これらの調査研究及び検証に当たりまして、児童虐待死亡事例等検証部会を設置して審議を行うこととしたものでございます。

2の「部会の所掌事項」をご覧ください。

(1)として、児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。

(2)として、これらを踏まえ、再発防止のための提言をまとめ、東京都に報告することとされております。

3の「参考」でございますが、今年度の部会はこれまで8回開催しております。現在のところ、年度内にあと1、2回開催する予定でございます。

また、直近の検証報告でございますが、昨年1月に28年度の報告書を、また、平成30年3月に発生いたしました事案についての報告書を11月に公表させていただいております。

説明は、以上でございます。

- 少子社会対策部保育支援課長 続きまして、保育部会について御説明させていただきます。事務局を務めてございます、保育支援課長の柳橋でございます。

資料7をご覧ください。「保育部会について」でございます。

1は、「部会の設置目的」でございます。児童福祉法第35条第6項などによりまして、知事が保育所の設置認可等をするときにはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされてございます。これらの事項の審議に当たりましては、個別の案件につきまして、専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、保育部会を設置して審議を行っていただいているところでございます。

「部会の所掌事項」につきまして、(1)から(3)に掲げました事項につきまして、諮問を受けて答申をいただきたいと思っております。

(1)は保育所の設置認可、(2)は保育所に対する事業停止命令、(3)は認可外保育施設に対する事業停止命令または閉鎖命令についてとなっております。

平成30年度の審議状況でございます。「3 参考」に掲げさせていただいております。開催回数は4月から月1回、合計で9回開催してございまして、保育所の認可に当たりましては計画承認と設置認可の2段階で審査、審議を行っていただいております。

ので、それぞれについては毎月ごとの諮問実績を掲載させていただいております。

また、一番下になりますけれども、保育所に対する業務停止命令、認可外保育施設に対する業務停止命令・閉鎖命令につきましては、今年度諮問答申の実績はございません。以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

以上、4部会の設置目的、所掌事項、審議状況の御報告をいただきました。御報告につきまして、御質問がある方がいらっしゃれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この委員会において、この4つの部会を設置し、それぞれ資料に記載をされました所掌事項について部会の議決をもって審議会の議決とするということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○松原委員長 それでは、異議なしということで進めさせていただきます。

続きまして、それではこの4つの部会について、どなたに所属をしていただくかということに移りたいと思います。

部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第6条第2項により、委員長が専門的知識を有する委員の中から指名することになっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。

里親認定部会につきましては、事柄の性質から司法や医療分野の方、それから児童福祉施設に携わっている方、学識経験者などの方などになっていただきたいと思います。

つきましては、石田委員、磯谷委員、式場委員、都留委員、林委員、横堀委員、以上の6人の方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○松原委員長 ありがとうございます。

次に、子供権利擁護部会につきましては、審議に十分な専門性を確保するために、司法・医療分野の専門家の方と学識経験者の方になっていただきたいと思います。

つきましては、泉谷委員、竹内委員、藤岡委員、宮田委員、山下委員、吉田委員、委譲の6人の方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

○松原委員長 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

次に、児童虐待死亡事例等検証部会につきましては、幅広い分野での専門性を確保するために医療、司法、保健分野の専門家の方と学識経験者の方になっていただきたいと思います。

つきましては、秋山委員、大木委員、大竹委員、白川委員、野田委員、山本恒雄委員の7人の方をお願いをし、私も委員として加わりたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○松原委員長 ありがとうございます。

4つ目、保育部会になります。審議に十分な専門性を確保するために、司法、会計、建築分野の専門家の方と、学識経験者の方から構成をさせていただきたいと思います。

つきましては、朝比奈委員、榎沢委員、久保委員、町田委員、山本真実委員、米原委員、以上6人の方をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、今、口頭で指名させていただきました委員の皆様に部会での審議をお願いしたいと思います。

続きまして、議事としましては(3)になります。「専門部会の設置について」ということです。これまで、各期それぞれテーマを設けまして専門部会を設置させていただいておりますが、まず事務局からこの専門部会の設置について御説明をいただきたいと思います。

○少子社会対策部計画課長 それでは、計画課長、新倉のほうからまず説明させていただきます。

お手元の資料8をご覧くださいと思います。こちらが、過去の審議会におきまして都が取り組むべき重要課題をテーマといたしまして選定をし、専門部会を設置して審議を重ね、御意見、または都のあるべき施策の方向性について、最終的に報告書などの形にまとめて提言等をいただいていたものでございます。

前期の審議会につきましては、おめくりいただいた2ページ目を書いてございます。28年期のところでございますが、まず「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」、こちらについて、平成30年11月19日に提言としていただいております。

また、その下の段でございますが、現在、都が制定を目指しております児童虐待の防止等に関する条例につきまして、その検討のための専門部会を設置させていただきました。こちらの部会につきましても、最終的に30年11月19日まで部会を複数回開催していただきまして、条例検討に向けた御意見をいただいたところでございます。

今期につきましても、児童福祉分野における課題について御審議していただきたく、専門部会を設置できればと考えてございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

ただ今、今期につきましても専門部会を設置したいという事務局からの御提案がございました。

では、実際に何をテーマとするかは、非常に重要なことなのですが、ここで真っさらから議論することは難しいので、事務局のほうから具体的なテーマ案がございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、育成支援課長、玉岡より、専門部会において御審議いただきたい事項につきまして、資料10の「社会的養育推進計画の策定に向け

て」により御説明を申し上げます。

まず、左上の「背景」をご覧ください。平成28年児童福祉法改正等がございまして、子供が権利の主体であることを位置づける大きな視点の転換のもと、家庭養育優先の理念が規定されたところがございます。具体の施策の展開に当たりましては、子供の最善の利益を何より優先させなければならないとされ、その中でパーマネンシー保障としての特別養子縁組や里親養育を推進することが明確化されました。

都道府県におきましては、資料にございますとおり、その実現のため、一貫した里親支援や養子縁組の相談支援を行うこととなっております。

その後、この改正法の趣旨を具体化するものとして、平成29年8月に、「新しい社会的養育ビジョン」が公表されております。これにより、都道府県に対しまして社会的養育推進計画の見直しを求め、資料にございますようなフォスタリング機関の創設や、乳幼児の家庭養育原則の徹底、施設の適切な配置、児童相談所や一時保護に係る改革、特別養子縁組の推進などに取り組むものとしてございます。

これを踏まえまして、参考資料1にもございますが、先般7月に発表されました都道府県計画の策定要領がございます。こちらでは、策定に当たって踏まえるべき基本的考え方やポイントが示され、可能なものから順次取組を行いつつ、来年度31年度末までに計画策定を行うこととされたところでございます。

続きまして、「都の取組」でございます。平成26年10月の本審議会の御提言を踏まえ、参考資料2にもございますが、平成27年4月に現行の都の社会的養護推進計画を定めまして、社会的養護に占める家庭的養護の割合をおおむね6割とし、養育家庭等に加え、ファミリーホームやグループホームを推進するとともに、施設の機能強化に取り組んでいるところでございます。

この計画のもと、平成28年11月に本審議会からいただいた提言「家庭的養護の推進について」なども踏まえながら、児童相談所の体制強化や、民間団体を活用した里親への相談支援などの取組に加えまして、養子縁組が最善とした場合に、できる限り新生児のうちに委託を行う新生児委託推進モデル事業、児童相談所をはじめとしました関係機関がそれぞれの役割に応じた専門的な支援を行うチーム養育体制の整備、さらに里親認定部会のほうで御議論いただきました里親認定基準における上限年齢の撤廃等の見直しなど、取組を強化してきたところでございます。

また、グループホームやファミリーホームの設置を促進するための経費補助等を拡充してきております。

右上の「主な課題・論点」をご覧ください。新たな計画を作成するに当たって、大きくは3点に集約されると考えております。

まず、1点目として「里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底」でございます。具体的には、国が示しているフォスタリング業務における里親のリクルートから研修、マッチング、その後の養育支援に至るまでの包括的実施体制の構築や、

乳幼児75%以上、学童期以降50%以上とされました国の里親等委託率の目標について、都としてどのように体制を構築し、あるいは目標を設定していくのが課題としてございます。

2点目でございます。「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」でございます。グループホームをより促進していくための取組を進めていく必要がある一方で、施設のあり方、役割の検証を行い、人材不足に対する手当を行った上で小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化等の推進を図っていくことが課題としてございます。

3点目でございます。「児童相談所・一時保護所等の改革」でございます。都は、深刻化する児童虐待に対応するため、これまで児童福祉司や児童心理司の増員など、児童相談所の体制強化に取り組んできたところでございますが、本年3月の虐待事件が起きたことも含め、東京都の児童相談所における人材確保・育成の取組、緊急保護、アセスメントのあり方の見直しと仕組みづくりなども論点となろうかと存じます。

以上、ただいま申し上げました課題などについて必要な検討を行い、それぞれについて具体的な取組の方向性などを固めまして、都として新たな社会的養育推進計画を策定したいと考えております。

国の策定要領では、都道府県社会的養育推進計画の策定に当たっては、幅広い関係者の参画のもと、作成を行うこととされておりまして、都としても計画策定に当たり、本審議会に専門部会の設置をお願いし、これらの課題、論点について御審議をいただきまして、来年度末までに都が策定する計画に反映をいたしたいと存じております。

次に、「スケジュール（案）」でございます。本日、専門部会の設置について御了承いただけましたときには、おおむね6回にわたり御審議をいただきたいと考えております。

第1回の部会につきましては、今年度中に開催をし、まずは基本的方向性について御議論を賜りたいと存じます。その上で、2回目以降、先ほど御説明をいたしました「主な課題・論点」として掲げました3つの事項でございます里親等への支援、施設の機能転換、児童相談所等の改革等を中心に御意見を頂戴し、6回目の部会で取りまとめをしていただくといったイメージで考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松原委員長　そういうことで、具体的なテーマが示されました。一応、事務局側からの提案でございますので、これをテーマとするかどうかも含めて御意見を伺いたしたいと思いますし、もしこのテーマでいくのであれば、こんなことも議論してみたいというような御提案もあってよろしいかと思っておりますので、御自由に御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷委員 磯谷です。大変重要なテーマだと思いますので、私としてはこれを中心に議論していくことでよろしいのかなと思っております。

それで、今、事務局から示していただいた資料10の「主な課題・論点」の中で1つ気になるのは、東京都の児童相談所における人材確保と育成の、特に人材確保の部分についてです。やはり児童虐待のケースは多くなってきて、かつ内容面でもかなり深刻なものが多いように認識しております。そうすると、やはりこの児童相談所の人材確保、それから質の向上というのは非常に重要なテーマになってくるかと思っております。

それで、これは可能な範囲で結構ですけれども、今、東京都の児童相談所で人材確保・育成において、大きなところとしてどんな課題があるのかということについて、ちょっと御説明をいただけると、私どもとしても一層イメージが付きやすいのかなと思いますので、お願いいたします。

○松原委員長 事務局、いかがでしょうか。

○少子社会対策部家庭支援課長 都では、児童相談所における専門性のある方の人材確保には非常に苦慮しているところでございます。現在のところはキャリア採用や任期付採用を含めて、経験者を中心に、福祉職の方々を採用しているのですが、長く勤務を続けていくということがなかなか厳しいというところもあります。

また、児童福祉司の配置基準も12月に国が人口3万人に1人に改正するというところで、都がその基準を満たすまでには、あと200人くらいの増員が必要になります。

ただ、人材の育成に当たっては、非常に丁寧に行っていかなければならないというのが現実でございますので、一遍にたくさんの人材を雇ってもその育成が難しい状況もあります。人数の確保と育成を比例させながら、専門性を身につけてやっていくというようなところで、現状丁寧な育成支援を行うとともに、人材確保も進めているところでございます。

○松原委員長 今のことにかかわってでもよろしいですし、またこのテーマ全般にかかわることでも結構でございますが、いかがでしょうか。他に御発言があればどうぞ。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。このテーマに関しては、ぜひ専門部会を立ち上げて検討していただきたいと思います。今、磯谷委員がおっしゃいました人材確保・育成の件ですが、これは児童相談所だけではなく、子供家庭支援センターも同じような課題を抱えていると思います。

やはり児童相談所と子供家庭支援センターというのは、車の両輪として一緒に動いていくことになりますので、子供家庭支援センターの人材育成も視野に入れながら検討していただければと思います。以上です。

○松原委員長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お二方とも、ぜひこのテーマでやるべきだという御発言でした。それぞれのポイントがございしますが、それも含めて、ではこのテーマで専門部会を設けさせてい

ただくということで決定をしたいと思います。都道府県の社会的養育推進計画については、事務局からも説明がありましたが、来年度末までに作成しなければならないところですので、すぐにでも動き出す必要があるかと思っています。

今日は、この専門部会の設置について御了解をいただきました。具体的な進め方についてはスケジュール案が示されまして、これにほぼ沿いながらということになるかと思いますが、私のほうで柏女副委員長、それから事務局と調整を進めていきたいと思いません。よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○松原委員長 ありがとうございます。

また、委員の指名につきましては、審議会委員から選任をする他に、テーマにかかわりがある臨時委員を置くこともあるかと思いますが、このことについては委員長に一任をお願いしたいと思います。

(委員 異議なし)

○松原委員長 ありがとうございます。できるだけ早く、社会的養育推進計画策定に関する専門部会での具体的な審議を始められますように努めてまいりたいと思います。先ほど申し上げましたように、部会の委員につきましては一任いただきました。決まりましたら、事務局を通じて各委員にもお知らせをしていきたいと思っています。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次に報告事項のほうに入りたいと思います。前期の審議会において御意見を申し上げましたが、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）」の骨子案について、事務局より御報告をお願いしたいと思います。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、子供・子育て計画担当課長、園尾より説明させていただきます。

条例に関しましては、3つの資料をおつけしてございます。まず、資料11は11月30日に公表いたしました「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）骨子案のポイント」、資料12は都民の方にわかりやすくまとめました「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）骨子案の概要」、資料13が「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）骨子案」でありまして、資料13が今後条例案となっていくものでございます。今期最初の委員会ですので、検討の経過について触れさせていただきます。

条例案の検討に当たりましては、専門家の皆様に御意見を聞くため、先ほど説明もありましたとおり、昨年7月から本審議会において審議を開始し、11月までに全体会を2回、専門部会を3回、それぞれ開催しております。短い期間であったにもかかわらず、磯谷部会長を初め、部会委員の皆様には熱心な御審議をいただきました。ありがとうございました。

9月には条例の基本的な考え方をまとめ、1回目のパブリックコメントを実施すると

ともに、区市町村との意見交換会も実施いたしました。こうした経過を踏まえまして、本日御報告する条例骨子案を取りまとめてございます。

本日は、資料12の骨子案の概要にて説明させていただきたいと思っております。

資料12の3枚目のスライド、【目的】でございます。この条例は、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、子供を虐待から守る環境づくりを進め、児童虐待防止法や児童福祉法の趣旨も踏まえ、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的と定めております。

次に、【理念】でございます。虐待は子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するとの認識のもと、社会全体で虐待を防止することや、子供が権利の主体であり、虐待の防止に当たっては子供の成長、年齢等に応じた意見を尊重するとともに、子供の安全・安心並びに最善の利益を最優先することを定めております。

以下、資料11に記載しております骨子案のポイントを中心に御説明させていただきたいと思っております。あわせてご覧いただければと思っております。

その下、「責務」の【保護者等の責務】の欄の2つ目の「○」に、体罰その他の品位を傷つける形態による罰を子供に与えてはならないとしております。体罰や暴言は子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすともいわれていることや、専門部会での審議、区市町村などの現場の声、1回目のパブリックコメントの意見を踏まえ、保護者の体罰等の禁止を盛り込んでおります。

また、次の「○」に区市町村が行う健診の受診勧奨に応じるよう努めることとしております。健診の受診により、妊産婦や子供の健康保持のみならず、保護者の育児不安や課題を早期に見つけ、支援につなげることができます。こちら、専門部会の御意見や区市町村の意見を踏まえたものとなっております。

6枚目のスライドの下段になります。右下に5と記載してあるスライドです。「早期発見・早期対応」の【通告しやすい環境づくり】の中の2つ目の「○」に、都民の皆様がためらわずに通告できるよう、虐待通告は子供を守ることであり、家庭への支援につながる契機でもあることを周知してまいります。

おめくりいただきまして、【子供の安全確認】の上の「○」でございます。虐待は子供の生命にかかわる問題であるため、児童相談所は虐待通告を受けたときは迅速かつ的確に子供の安全を確認することを改めて明記いたします。こちらは、この条例の策定の契機となった、昨年3月に発生した死亡事例検証結果を踏まえ、盛り込んだものでございます。

次のスライドをご覧ください。【児童相談所の調査】では、児童相談所が一般の民間事業者に対し、虐待の目撃情報、防犯カメラ映像、居住実態など、子供と家庭の状況把握に必要な情報提供について依頼できる規定を盛り込んでおります。

民間事業者も、子供と家庭に関する情報について、個人情報に基づき適切に提供できる根拠を条例に規定することで強化いたします。

次の右下に8と記載のあるスライドをご覧ください。支援が必要な家庭が転居した場合、家族が慣れない地域で孤立し、家族関係が悪化する可能性もあるため、児童相談所間の的確な引き継ぎを一層徹底してまいります。こちらも、児童虐待死亡事例の検証報告を踏まえたものでございます。

おめくりいただきまして、【社会的養護及び自立支援】でございます。虐待等のさまざまな理由により、家庭で適切な養育が受けられないため、都内で約4,000人の子供が施設や里親のもとで養育されております。こうした子供を、公的責任において適切に養育するため、里親への委託等を推進するとともに、児童養護施設等の事業を充実してまいります。

次のスライドの【人材育成等】では、深刻化する虐待への対応や施設に入所した子供等への継続した支援を進めていくため、専門的な知識や技術を有する職員を育成し、児童相談所の運営体制を適切に確保してまいります。

次の12と記載のあるスライドをご覧ください。今、御説明しました条例骨子案に対して、先月29日までの1か月間、意見募集を行いました。2回目のパブリックコメントとなりますが、今回の条例策定は検討のプロセスも虐待防止に対する社会的な理解を深めていただく機会と捉えておりまして、広く都民の皆様から御意見をいただきたいと考え、通常とは異なり、2回実施いたしました。

また、同じく先月、2回目の区市町村との意見交換会も実施しておりまして、そうした御意見も踏まえ条例案を作成し、本年第1回定例会に提出する予定でございます。

説明は、以上でございます。

○松原委員長 それでは、報告をいただきました。御質問、御意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。

磯谷委員は、何かおありになりますか。携わっていただきましたので。

○磯谷委員 先ほど御紹介いただきました専門部会で部会長を務めさせていただいた磯谷でございます。この取りまとめに当たっては、委員の方々、それから事務局が本当に大変な努力をされたということを感謝申し上げたいと思います。

1点だけ御質問なのですけれども、最後に今回の案についてパブリックコメントを付して、それ以外に区市町村との意見も交わして、多分、最終的な条例案を策定されて都議会に提出をされるのだらうと思いますけれども、一般都民がこの最終的な条例案をいつごろ拝見できるようになるのか。めどで結構でございますけれども、わかる範囲でお教えいただければと思います。

○松原委員長 お願いします。

○少子社会対策部計画課長 条例案につきましては、第1回の都議会定例会が2月下旬に開会する予定でございます。そちらに議案として提出させていただきますので、おそらく2月の中下旬に条例案という形で公表されることになろうかと思っております。

○松原委員長 よろしいですか。他はいかがでしょう。

では、榎沢委員お願いいたします。

- 榎沢委員 今の御説明と、それから条例の骨子案によりますと「都の責務」、それから「保護者等の責務」とあります。この「保護者等」の「等」というのは条例案を見ると、保護者及びその同居人とあるように、子供と一緒に生活している者という意味合いでしょうか。

全体的な方向としては、保護者の虐待によって子供が死亡するという痛ましい事故が起こっているので、保護者による虐待を防ぐ、減らすということに主眼があるということとは読んでわかります。ただし、虐待するのは保護者だけではないということがこの条例の中に反映されていないのではないかという気がするのです。

確かに、死亡に至る虐待というのは、身体的な虐待等々で保護者によることが多いわけですが、保育士による虐待についても、死亡に至るような身体的虐待をすることはまれであったとしても、暴言は決してまれではないという実態があります。

体罰やその他、品位を傷つけるような形態による罰というところに暴言が入っていませんけれども、専門職である保育士が、相手が幼い子供であるがと大人に対しては出さないような暴言的な態度をとるということは決して珍しくありません。

当事者としては、よく言われるようにしつけとか教育というような意識でやっているもので、決して自分が虐待をしているという認識はありません。そこに一番問題があると思うのですけれども、そういう実態があることを考えたときに、条例の目的が保護者の虐待を防ぐということだけでは不十分ではないかという気がするのです。

私としては、その「保護者等の責務」のところに、保護者だけではなくて、保護者にかわって子供の養育等にかかわる専門職についても、入れたほうがいいのではないかと考えています。いかがでしょうか。

- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 お答えします。児童虐待防止法の中に「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」との規定がございます。本条例は児童虐待防止法や児童福祉法を踏まえ、都として子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めるものとなります。

目黒の事案が契機となって条例を制定する流れとなっていることから本条例では、保護者から子供に対する虐待ということで考えてございますが、パブリックコメント等でも御意見をいただいているところですので、検討させていただきたいと思っております。

- 松原委員長 今の御指摘について、検討していきたいという事務局の回答でございました。他にいかがでしょうか。

では、石川委員、その次に大木委員どうぞ。

- 石川委員 最初に、基本的な質問になってしまうかもしれませんが、資料13が具体的な条例案になっていくというような話だったのですが、今回の条例というのはこの骨子案に規則がつくような形のものを目指しているのではなく、東京都として理念をまず大きく掲げるという目的の条例なのではないでしょうか。細かい規則とか運用を規定し

ていくという段階は、まだ想定していなくて、次の段階ということなのでしょうか。

- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 おっしゃるとおり、資料13の骨子案が今後、条例案になってまいります。今、理念的な記載だとのお話もございましたが、条例は東京都の児童虐待等に関する基本的な施策の方向性を示すものであるため、具体的な施策については、例えば計画等に盛り込まれていくということでございます。
- 石川委員 ありがとうございます。その上でなんですけれども、「保護者等の責務」というところで、「保護者は、体罰その他の品位を傷つける形態による罰を子供に与えてはならないこと」を掲げておまして、こちらのほうは大分メディアなどでも報道されたりしていますし、これを1つ理念として掲げていくのはいいかと思うのですけれども、それが難しい、それを果たすことが難しい状況にある保護者に対して、都なり関係機関なりがサポートしていくという、その理念が余りはっきりあらわれていないように見受けられました。理念を掲げる条例なのであればこそ、その点についてもにじみ出てくるようにしないと、誤ったメッセージが伝わってしまうようにも少し感じたのですけれども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。
- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 体罰等の禁止については「保護者等の責務」という形で記載してございますが、この条例は社会全体で子供を守るということを基調としており、東京都として保護者を支援していく、子供、家庭を支援していくというところも盛り込んでございますので、保護者だけに責務を課すものではございません。
- 石川委員 それについて、骨子案の4のところ「虐待を受けた子供とその保護者への支援」というのがあったので、ここが1つおっしゃるところなのかなと思ったのですけれども、これですともともと虐待を行った保護者に対してなので、やはりその前の段階の、いわゆる深刻な虐待に至る前の体罰の時点で、保護者をもっと支援していくというのがもう少しにじみ出てくるといいのかなと、個人的には思いました。
- 松原委員長 体罰によらない子育てというのを国のほうでも掲げておまして、それについては東京都も十分認識をされているところだと思いますので、それはさまざまな通常の養育支援ということで実施をされていくことになるのだと思います。よろしいですか。
- 少子社会対策部長 貴重な御意見、ありがとうございます。

先ほど園尾が説明したように、条例全体で考えているということもありまして、この1つの保護者の責務というところではおっしゃるような御心配もあると思うのですね。それで、先ほどやはりお話があったように4番目のところで、虐待を行った保護者に対してのことは書いてある。その前の段階で、未然の防止ですとか、早期発見ですとか、そういったところも全体の中でそういう人たちにも支援していこうという理念で書いてありまして、1か所だけでそこを全てというのはなかなか難しいものですから、全体として考えているというのはそういう意味でございます。そこが先ほど松原委員長からもあったような、その施策との関係でも全体で考えているというようなことでございますので、補足させていただきます。

○松原委員長 では、大木委員どうぞ。

○大木委員 少し今のお話と近いかなと思ったのですけれども、「保護者等の責務」の1つ目に「保護者は、子供の養育に係る一義的な責任を負っている」とあります。それはもちろんそうなのですが、東京のような都市部は、核家で親だけが子供を養育するというのがすごく困難で、家族がどんどん追い詰められているという状況があります。例えば発達障害がある児童などは地域社会の眼差しによって親子が追い詰められているとか、そういうことはたくさんあると思うのですね。

そのような状況を考えると、「都民の責務」のところは、虐待が起こり得るという早期発見の観点からかなり書き込みがされていると思うのですが、子育てをしている家族を地域がきちんとサポートしていくとか、見守っていくとか、もう少し予防的なところで子育て世帯を地域みんなで支えていくのだよというようなことが、「都民の責務」のところに含めていいのかどうか、わからないのですが、どこかに入るといいなと思いました。

○松原委員長 事務局、いかがですか。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 条例の「目的」に記載してございますとおり、「児童虐待防止法に規定される地方公共団体の責務を踏まえ、子供を虐待から守る環境づくりを進め、子供の権利擁護と健やかな成長に寄与する」というところが前提になっております。

また、条例制定後、都民のみなさまの理解と協力を得るため普及啓発に取り組んでまいります。一部分を切り取って誤解が生じることのないよう、説明も加えていきたいと思っております。

○少子社会対策部計画課長 少し補足させていただきます。資料13が骨子案ということで書いてございますが、その1ページ目の一番下をご覧ください。「都民の責務」の1つ目の「○」で、虐待の防止に関する理解を深めるということ、またはさまざまな施策への協力に努めること、とありますが、ここは、虐待の早期発見にとどまらず、未然防止という観点も含めて広く虐待防止ということでこちらとしては、実はかなり広い意味で書いているところがございますが、また御意見をいただいて表現等工夫できるような部分はできる限りわかりやすくしていきたいと思っております。

○松原委員長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。資料13の3ページに「連携及び情報共有」というところがありまして、ここに児童相談所がいろいろ連携すべきだというように書かれておりまして、大変いいことだと思っております。

特に要対協との連携を深める、あるいは関係機関、その他、虐待事案に関係する団体と、これはかなり幅広い表現だと思いますので、大変すばらしいのではないかと思います。少し質問させていただきたいのは、ここに書いてあることは純粋に都だけでできることではないと思っておりますので、要対協との連携とか、児童相談所も今後区で

もつくるというようなことになりますと、そこを今回の条例でどこまで縛るかとかという問題になってきます。おそらくこういうものができますと、自治体でも類似するような条例をつくってもらおうとか、そういうことを働きかけて、両方から手をあわせるようなことが多分必要だと思うのです。

それで、これは質問というよりはサジェスションみたいなものなのですが、都から手を差し伸べて、児童相談所を設置する自治体のほうでもあわせてくれるような、そういう条例づくりみたいなものを各自治体に働きかけるというのがすごくいいのではないかと思いますので、そういうことも御検討いただければと思います。

それから、1つ確かめたいのは、その他虐待事案に関係する団体ということの定義なのですが、私はやはり要対協に入っているところはもちろんですが、要対協に入っていないような民間の情報を持っている団体とも連携を深めることは、すごくいいことだと思うのですが、これは具体的にどういう定義なのか、もしお答えがあればいただきたいと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。区市町村と打ち合わせを複数回されているということですので、そのことも含めていかがでしょうか。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。虐待対応にあたっては東京都だけではなく、さまざまな関係機関等との連携なくしては対応できず、先ほどお話もありましたが現在、児童相談所と子供家庭支援センターは車の両輪として児童相談体制の強化を図ってきたところでございます。

しかし、都の条例で、区市町村の責務や事務等を規定することはできないため、都が区市町村と連携していくなどの規定としていただいております。鈴木委員からの御助言につきましては、御意見として賜りたいと思っております。

また、御質問いただいたその他の虐待事案に関係する団体というのは幅広に捉えております。虐待事案に対応については、民間団体も含め連携する必要がある、引き続き、要保護児童対策地域協議会等を通じて連携してまいります。

○松原委員長 よろしいでしょうか。もう一つ報告が準備されておりますので、そちらに移ってもいいかなと思うのですが、まだ何かあればどうぞ。

では、白川委員どうぞ。

○白川委員 白川です。2の未然防止というのがとても大事だと思うのですが、専門部会の提言資料の中にもありますように、切れ目ない支援というのがとても大事だと思うのです。虐待の早期発見の目といいますか、鬱の母親でありますとか、そういったものというのは、特に乳児家庭全戸訪問事業の中で一番発見しやすいわけで、その後、保育所へどのように連携してつないでいくのかというあたりのところは今、実際になされていると思うのですが、まだ十分ではないと思うのですね。

その部分、母子保健から子育て支援、保育所への連携というものがどのようになされて、今後もっと充実していこうとされているのかというあたりをお聞きしたいと思うの

ですけれども、いかがでしょうか。

○少子社会対策部家庭支援課長 私、家庭支援課長のほうから少しお答えさせていただきます。

連携の充実については、さまざまな関係機関が横串を刺してやっていくということが重要だということ、今回資料をつけておりますが、昨年11月にそうした地域の子育て支援をどうしていくかということで、専門部会で御検討をいただきまして、母子保健から子育て支援につないでいく連携強化への御意見などもいただいております。

そうしたことも含めまして、来年度、地域の区市町村の連携強化に向けて人材確保等も含めた予算要求もしているところでございます。

○松原委員長 よろしいでしょうか。他はいかがですか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 2つありまして、1つ目は先ほど子供の養育に関して保護者が第一義的な責任を負っているという指摘がありました。それに関して、最初のところに東京都はそういう責務を負っていると書いてあるのですが、保護者とともに共同責任を行政が負っているという言葉が必要ではないかと思えます。

この「保護者の責務」だと、保護者は児童相談所の支援に従えというふうに書いてありますけれども、その前に行政の国及び地方公共団体は保護者と協力をして子供の健全育成の達成の責任を負っているというのが児童福祉法の第2条第3項なので、その指導に従うという前に、子供の養育に関して共同責任を行政は負っているという形の明確化が要るのではないかと思えます。

もう一つ、2ページの「早期発見及び早期対応について」の「通告しやすい環境づくり」のところですが、「虐待を受けたと思われる子供」という言葉が多くの特報者をずっとためらわせているということは明らかです。東京都のアンケート調査によって通告しなかった理由として、虐待がどうか判断できなかったからという答えが最も多かったと、確か平成27年度の調査で発表しておられますね。

これに関して、国は「子ども虐待対応の手引き」の36ページで、「虐待を受けたと思われる子供」は法律の言葉だけれども、その趣旨は虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、子供の安全・安心に問題があると感じたときは通告義務がありますという説明のし直しをしています。

それから言うと、「虐待を受けたと思われる子供」という言葉は、一番虐待を通告する人たちに困らせている部分があるので、虐待が必ずしも明らかでなくても、子供の安全・安心に心配なときは通告してくださいという説明がどこかにあったほうがいいのではないかと思えます。これは、国の手引きにも載っていることなので、ぜひ取り入れていただけたらと思えます。以上です。

○松原委員長 事務局のほうから、何かコメントがありますか。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 後段の通告に関しては、先ほどもお話しさ

ていただいたとおり、通告は子供を守ることの契機であることを盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

山本委員のご指摘の点については、御意見として承ります

○松原委員長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それではもう一つ、LINE相談の報告がございましたので、そちらに移ってまいりたいと思います。

事務局のほうから、御報告をお願いいたします。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料14をご覧ください。

条例等と同様に、児童相談体制の強化に向けた取組の1つとして実施いたしました、LINE相談のトライアル実施について御報告させていただきます。

虐待防止月間であります11月1日から14日までの2週間に実施いたしまして、都内在住の子供と保護者を相談対象といたしました。

「友だち登録数」は、10月15日のプレス発表時にアカウント開設後、毎月1日発行の広報東京都や区市町村の広報誌等に掲載されたことから大きく伸びまして、相談終了時に989人まで増え続けたところでございます。

相談の「総アクセス件数」は640件で、「相談対応件数」は576件でした。また、そのうち児童相談所に対応を引き継いだものも8件ございました。

「相談者実人数」は375人であり、日別の相談件数はご覧のとおりですが、相談を促進するため、登録者全員にメッセージを送信した日にはアクセス件数が増加いたしました。

【曜日・時間帯別】では、土日に比べ平日に相談が多く、平日は17時以降に相談が多くなっております。

次のスライドになりますが、相談者の属性でございます。LINE相談の開始に際しまして、相談者に対して簡単なアンケートに答えていただいた方の半数強のうち、相談者は児童が2割、保護者が8割という結果でございました。

保護者からの相談では、乳幼児に関する相談が多くなってございます。

その下、「相談時間」でございますが、30分未満が5割を超え、平均相談時間は30分から1時間ほどでございました。

右側の「相談回数」も、1回のみの方が7割弱である一方、トライアルの2週間の間に複数回御相談いただいた方もいらっしゃいました。

おめくりいただきまして「保護者の相談内容」でございますけれども、子供の成長や発達などの育成相談が3割、子供が友達とうまく遊べないといった心配事全般が2割、虐待相談も16%ございました。子供からの相談では、心配事全般が3割、家に居場所がないなどを含む虐待相談が24%ございました。

今回の試行実施の状況を検証しまして、相談体制や児童相談所等との連携体制を整備した上で、来年度から本格実施する予定としております。報告は、以上でございます。

○松原委員長 御質問や御感想があれば、御発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 結果を見たときに、5ページ目に記載のある、子供本人からの相談で、12歳から17歳までの子供からの相談が数として多いというのは非常にいいことだなと思っています。

常々、弁護士としては10代後半のお子さんの相談を受けることが多いのですが、やはり子供家庭支援センターや児童相談所で扱うケースというのはどうしても乳幼児ですとか小学生のケースが多くて、10代のお子さん本人からSOSが出るということがなかなかないですし、あるいは10代のお子さん本人がどこにSOSを出したらいいのかわからない。安心した相談先というのは限られている中で、この限られたトライアルでこれだけ10代のお子さんからの相談があつて、その中で虐待相談が24%を占めたということで、非常にこれは有用じゃないかと思いますので、ぜひ今後も展開していただきたいと思いました。

○松原委員長 大木委員、どうぞ。

○大木委員 すごいなと思いながら私も拝見していたのですが、少し教えてください。このようなSNSの相談は、継続支援が必要な事例をつなげるときがかなり切れやすいとか、匿名性が担保されているからアクセスしているのだから、そこから先に支援者側としてはつなげたくても、当事者側にそこがうまくつながらないみたいなことが一番危惧されると思うのです。このトライアルの中でそういったことはあったかどうかと、もしあった場合どのように対応されるのかを教えてください。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 おっしゃるとおり匿名性が担保されているからこそ相談されているというところもあろうかと思っております。

しかし、その先の相談につなげるためには、個人情報が必要です。実際に児童相談所につないだものが8件あったと報告させていただきましたが、御本人の了解を得てお名前や住所地をお聞きしつなぐことができたものです。

しかし、子供をたたいてしまっているなどの話が出た途端に、個人情報を聞き出そうとすれば、おっしゃるとおり相談関係は切れてしまう恐れもあるため、相談回数を重ねるなど信頼関係を築いていかないとつなげられないのかなと思いました。

今回は2週間という限られた期間でしたが、これが本格実施になった際には、その部分が広がりを見せてくるのかなと思っていますのでございます。

○松原委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ、泉谷委員。

○泉谷委員 泉谷でございます。本格実施をされるご予定ということでお聞きしましたが、相談内容の中に、子供にどうかかわったらいいかというような育成相談がかなりあつて、特に乳幼児期の相談が多かったというお話がありました。

相談体制のところを見させていただくと、心理カウンセラーという資格を有する者が対応となっておりますが、今後はどういった方がこの事業に携わっていかれるようになるのでしょうか？

乳児院で夜間帯に相談があり、保育士の相談対応が非常に有益だったということをお聞きします。夜間ですと体調が悪いと看護師に相談したいというものもあるかと思うのですが、この辺りについて、今ご検討いただいているところについて教えていただけますでしょうか。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 トライアル実施に際し相談員の要件を、臨床心理士等の資格を持つ者や、児童福祉に従事した経験を有する者等、としました。

今後検証を行い、その要件に課題があるとするならば必要な見直しを行ったうえで本格実施を行いたいと思っております。

○松原委員長 よろしいですか。

では、どうぞ。

○栗林委員 ありがとうございます。かなり効果があるということがこれでわかったのですが、今、本格実施というお話があったのですが、このモデル期間は時間の制限をかけられたとは思いますが、本格実施の際にはやはりいつでもつながるといのがLINEのよさだと思いますので、24時間というような体制等も考えていただけるかどうか、どんな感じでしょうか。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 現在、都ではフリーダイヤルで子供が相談できる電話相談や、匿名で育児相談ができる電話相談を実施しており、トライアル実施は電話相談の時間帯に合わせて実施したものでございます。

本格実施ではトライアルで実施した時間を想定しております。やはり相談対象である子供が、SNSを使い24時間やりとりが可能であるという部分では課題もあろうかと思っております。

○栗林委員 以前に別の団体で実施している若者相談で、一番相談の多い時間が夜中の2時だったというようなデータもあったと記憶しております。近ごろの子供たちはそういったような生活形態になっているともいえますので、ぜひ24時間対応についても積極的に検討していただきたいと思っております。

○松原委員長 御意見ということで、ぜひ受けとめていただきたいと思っております。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 LINEのいいところはログがスムーズにとれるという点で、結構大きなビッグデータになるのですよね。だから、多分本格実施では、トライアルの九百何件以上の、ものすごい件数になると思うのですが、ぜひログをAIで解析していただければと思います。どういう相談のやりとりをしたら切れないかとか、ちゃんとつながるようになるかとか、その結果とともにAIで解析するということを想定して予算をとっておいていただくと、我々が気づかないような成功事例とか失敗事例とかを拾い上げる

可能性がありますので、そういうことをやったらどうかという意見でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、少し時間にゆとりがございますので、特に新たに委員になられた方を中心に一言ずつ御専門、あるいは御関心の範囲などについてお話をいただきたいと思っております。

それでは、まず泉谷委員からお願いいたします。

○泉谷委員 泉谷でございます。このたび、委員の一人として参加させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

私の専門は児童福祉、特にひとり親世帯の支援ですとか、その中で養育支援の必要性というものを非常に感じる中で、虐待の案件等についてもいろいろかかわらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長 それでは、川上委員お願いします。

○川上委員 東京都医師会の川上です。もともとは小児科医としての活動がベースにありますので、私がこういった子供の保護者とかかわりというところと一番が乳幼児健診でございます。東京都医師会でも乳幼児健診のあり方、中身の充実と申しますか、そちらでできるだけ拾い上げられるケースを拾い上げるし、または保護者に対する支援というものの第一歩になればということで、今日いらしている秋山委員を中心に東京都医師会でも動いているところでございます。

やはり、虐待の予防といった中で昨今、親子を見ておられますと、親が親になり切れていないというのでしょうか、社会的養護というものも大切な部分ではあるのですけれども、そのもう一つ手前の段階として、保護者が保護者としてどうあったらいいのかという親になるための支援というようなものをできるだけ広く行っていけるというのが、虐待を未然に防ぐ段階で大切なんじゃないかと考えております。以上です。

○松原委員長 それでは、鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 学習院大学の鈴木でございます。以前、待機児童対策で2012年ぐらいに、専門部会で臨時委員を務めておまして、お世話になったことがございます。

今回、そういう関係かどうかかわからないですけれども、お声をかけていただきましたが、特に待機児童に限定するということではなくて、もう少し広く子供の権利擁護とか、子供の支援とかということで、いろいろ知恵を出していければいいかなと思っております。

専門は経済学でございます。特に統計解析が専門で、そういう意味ではエビデンス、ビッグデータみたいなものを扱うのが専門でございますので、そういう方面から何か貢献ができたらいいなと思っております。

それから、もう一つ感じておりますのは、やはり東京都だけでできることというのはすごく限られているなということでございまして、区市町村で連携しなければいけないことももちろんですけれども、民間団体、もろもろ、草の根も含めて連携していかないと動かないことというのは子供の事案は特に多いなと思っております。

そういう面で、児童福祉審議会の委員の方々は現場を持っていらっしゃるし、区市

町村と連携をされていらっしゃる、あるいは区市町村の首長さんとか、いろいろいらっしゃるようですので、東京都にいろいろ意見するというのがこの場の役割だと思うのですけれども、ぜひこちら側からの問題意識も委員の皆様方に区市町村とか民間へ広げていただくような役割を担っていただけるといいなと思っています。私も、そういうことに少し貢献できればいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 はじめまして。私は、東京都内で精神科のクリニックをやっています。

私は、地域の方が住むところでずっと20年ぐらい精神科医をやっているのですが、そういうところで、私は女性なので、自然と親御さんとか、お子さんとかと、患者さんという形でかかわっているいろいろなことを聞いている立場です。

それで、やはり虐待とか、DVとか、そういう御相談もあつたり、なかなか精神医療は難しいなというふうに思っているところです。先ほど児童相談所の質を高めるみたいな話がありましたけれども、支援員の数はどんどん増えてほしいと思うのですが、そういう支援員が抱える問題も結構あつて、逆に言えば支援員が機能するともっともっとたくさんの人を支援できるのかなと思ひ、児童相談所の支援員の支援にすごく興味がありまして、そんなことに1年間ぐらいかかわらせてもらいました。多分、その御縁で今回お声をかけてもらっているのかなと思っています。

皆様たくさん経験もあり、いろいろなことを御存じで、本当に私は医者の世界で狭い世界しか知らないなので、いろいろ教えていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、米原委員お願いします。

○米原委員 流通経済大学の米原でございます。大学院で教育学の修士を取った後、保育士資格を取りまして現場に10年ほどおりました。それからそういった経歴があるということで養成校の教員も10年ほどさせていただいております。

現場の中では、社会福祉協議会の所属で相談機関ですとか、保育園、保育園では管理職もさせていただきまして、現在のところはもちろん現場の方々の研修や、施設長とかリーダー層の研修なども依頼されて行っているところです。

どれが専門だといふとなかなか絞り切れませんが、現場のことと研究の専門性のある方をつなぐ役割ができるのではないかと考え、こちらでも微力ながら頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、今期、都民公募ということでお二方に参加をしていただいております。

石川委員のほうから、お願いします。

○石川委員 公募委員の石川と申します。

私は、普段は児童福祉とは全く縁もゆかりもない仕事をしておりまして、全くの素人ではあるのですけれども、息子が2人おりまして、その子育てをしながらですとか、あとは昨今の子供を取り巻く報道などをいろいろ聞いている中で、子供を取り巻く環境を好転させていくために何ができないないかといことを考えて今回応募させていただきました。

どうしても児童福祉と申しますと、乳幼児ですとか、小学生ですとか、そういうところに目がいきがちだと思うのですが、児童福祉の範疇は18歳までの子供ということで、その出口に当たる中高生、18歳近くなっているところをいかに幸せな人生につながっていくであろう形で送り出してあげられるかというところにもっと社会の目が向くといいなと思っております、こちらの審議会でもそのような点についてもたくさん話し合われていくといいなと考えております。よろしく願いいたします。

○松原委員長 よろしく願いいたします。

もうお一方、西村委員お願いいたします。

○西村委員 西村と申します。都民公募で、今期より参加させていただきます。よろしく願いいたします。

私も、今2歳と5歳の子供を子育て中で、一方でフルタイムの仕事もしております。バックボーンに社会福祉士の資格を有しているのですけれども、個人的な関心としては、実際に子育てに携わっていく中で、やはり誰かとつながることで子育ては本来すごく楽しめるものなのだけれども、なかなか今、社会が難しい状況であることに加えて、特に障害のあるお子さんですとか、ひとり親の方とか、いろいろな難しい環境もあり虐待とかいろいろなことにつながっていく。

しかし、私自身の実感として、地域の中でやはり誰かとつながって、子供の成長というのはこんなところがあるのだと感じられたら、それですごく変わるのではないかと思っています。

しっかりと勉強させていただいて、当事者に近い者として貢献できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○松原委員長 よろしく願いいたします。

これで、新しく参加をいただいた方の委員からは一言ずついただいたことになります。

ほかに、ぜひこの場でご発言したいという方がいらっしゃいましたら御発言をいただきたいと思いますが、いかがですか。

どうぞ、市東委員。

○市東委員 民生児童委員をしております市東と申します。

最近の気になることですが、精神的な疾患というか、病弱というか、そういうものを抱えながら子育てをしている親御さんをよく見ます。

やはり地域で子供を育てる親御さんたちを支援していくことの難しさは並大抵

ではない。子育ての現場、いわゆる子育てひろばなどをやっておりますので、そういうところに出てきてくださる親御さんたちはとてもつながりやすいですし、支援もしていきやすいですけれども、何か病気を持っているところに出ていくこともできない親御さんたちについては、私どもが訪ねていくことの大切さを感じていて、自宅を訪ねていくのは、少し緊張はしますけれども、訪ねていくようにしております。

でも、これが若い民生児童委員ですと、一人での家庭訪問は、やはり負担にもなってしまうところがあります。今は班活動というので4、5人で集まってグループをつくって支援活動をしていまして、そういうやり方で少しずつ地域の本当に大変な御家庭に行かなくちゃいけないという認識であるのですけれども、もう少し施策的に何かあるのではないかと。

NPOなどで、子育て家庭の支援に入っているというようなことも聞いております。個人情報などの点から難しいこともあるのではとも感じますし、その後の支援の仕方というのも気になる場所ですけれども、そう言われていられない現状があるということをお伝えしながら、皆様の御意見、それからお考えなど、さまざまお聞きしたいというところでございます。以上です。

○松原委員長 御活動の一端を御紹介いただきました。

いろいろ現場で民生児童委員の方も御苦労されているのではないかなと思います。他はよろしいでしょうか。

それでは、今日の議事の内容を再確認させていただきたいと思います。

継続的に活動する4つの部会は、それを継続するということに決定いただきました。そして、その部の所属委員の選任についても終わっております。

その他に、専門部会について、社会的養育推進計画策定に向けた検討ということテーマにして設置をするという御了解もいただいております。

この専門部会については、今後委員を選定した上で、委員長、副委員長、事務局で進め方等を協議して審議を開始したいと思います。

以上が、今日の審議内容の確認になります。

では、最後に事務局のほうから今後の予定などをお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 今後、今お話いただきました4つの部会、あとは専門部会につきまちは早々に審議を始めていただくこととなります。

4つの部会の委員に対しましては、個別に部会の開催予定を御案内させていただきまので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、専門部会につきまちは、委員長による部会委員の御指名の後、委員の皆様と日程調整の上、こちらも早々に開催をさせていただきたいと考えてございます。

なお、次回の本委員会の開催につきまちは、また委員長、副委員長と御相談の上、改めて皆様に日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○松原委員長 それでは、夜間にもかかわらず、熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。

今日の本委員会は、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

午後 8 時 1 1 分